

高等学校

平成 11 年 度

教育研究員研究報告書

公 民 科

東京都教育委員会

教育研究員名簿

No	学区	学 校 名	氏 名
1	3	都 立 農 芸 高 等 学 校	鈴 木 清
2	3	都 立 西 高 等 学 校	境 野 雅 樹
3	4	都 立 向 丘 高 等 学 校	岡 田 惠 吾
4	5	都 立 白 鷗 高 等 学 校	古 性 晃
5	5	都 立 足 立 東 高 等 学 校	今 井 直 人
6	5	都 立 荒 川 商 業 高 等 学 校	小 牟 礼 和 人

担当 教育庁指導部高等学校教育指導課 指導主事 茂泉 吉則

目 次

研究主題 現代社会の諸問題を理解し、生徒自らそれにかかわりその解決に向けて主体的に取り組む態度を培う指導の工夫

I	主題設定の理由と研究の経過	
1	主題設定の理由	2
2	研究の経過	2
3	研究内容についての構造図	3
II	法的な問題解決能力（第1分科会）	
1	研究内容と方法	4
2	指導計画	5
3	指導案	
	〈1〉 職場で起きている様々な問題を認識しよう	6
	〈2〉 現実の労働問題の解決策を探ろう	7
	〈3〉 身近な労働問題の解決が、人権尊重の精神につながることを知ろう	13
III	生命倫理（第2分科会）	
1	研究内容と方法	14
2	指導計画	15
3	指導案	
	〈1〉 障害のある人たちと共に生きる社会	16
	〈2〉 臓器移植のもたらすもの	17
	〈3〉 まとめの学習A	19
	〈4〉 まとめの学習B	22
IV	分析と考察	24

I 主題設定の理由と研究の経過

1 主題設定の理由

現在の日本社会の経済的特徴として、「金融ビッグバン」に代表される規制緩和や競争の激化、終身雇用制や年功序列型賃金といった従来続いていたわが国の労働慣行の変化など、これまであったシステムや価値観の変容があげられる。また、情報化社会の進行により、情報収集の方法は、活字メディアや電波メディアなどの既存のものに加えて、インターネットをはじめとする情報通信システムの急速な進歩、普及により質的にも量的にも飛躍的に増大している。これによって、個人が情報を収集できる機会が増大した一方、それらの情報に惑わされる危険性も増大している。これらの変化に対応するためには、個人それぞれが自己を確立し、その上で課題についての正確な情報を収集し、それらを適切に分析して、社会の変化に的確に対応できる能力を身につけることが重要である。

これからの学校教育では、現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、政治や経済そして倫理、社会、文化などの様々な観点から追求する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考え、取り組む態度を培うことが重要となっている。とりわけ公民科には、氾濫する情報に流されることなくその本質を見極め、現代の社会について探究しようとする意欲や態度をもった生徒を育成することが求められている。

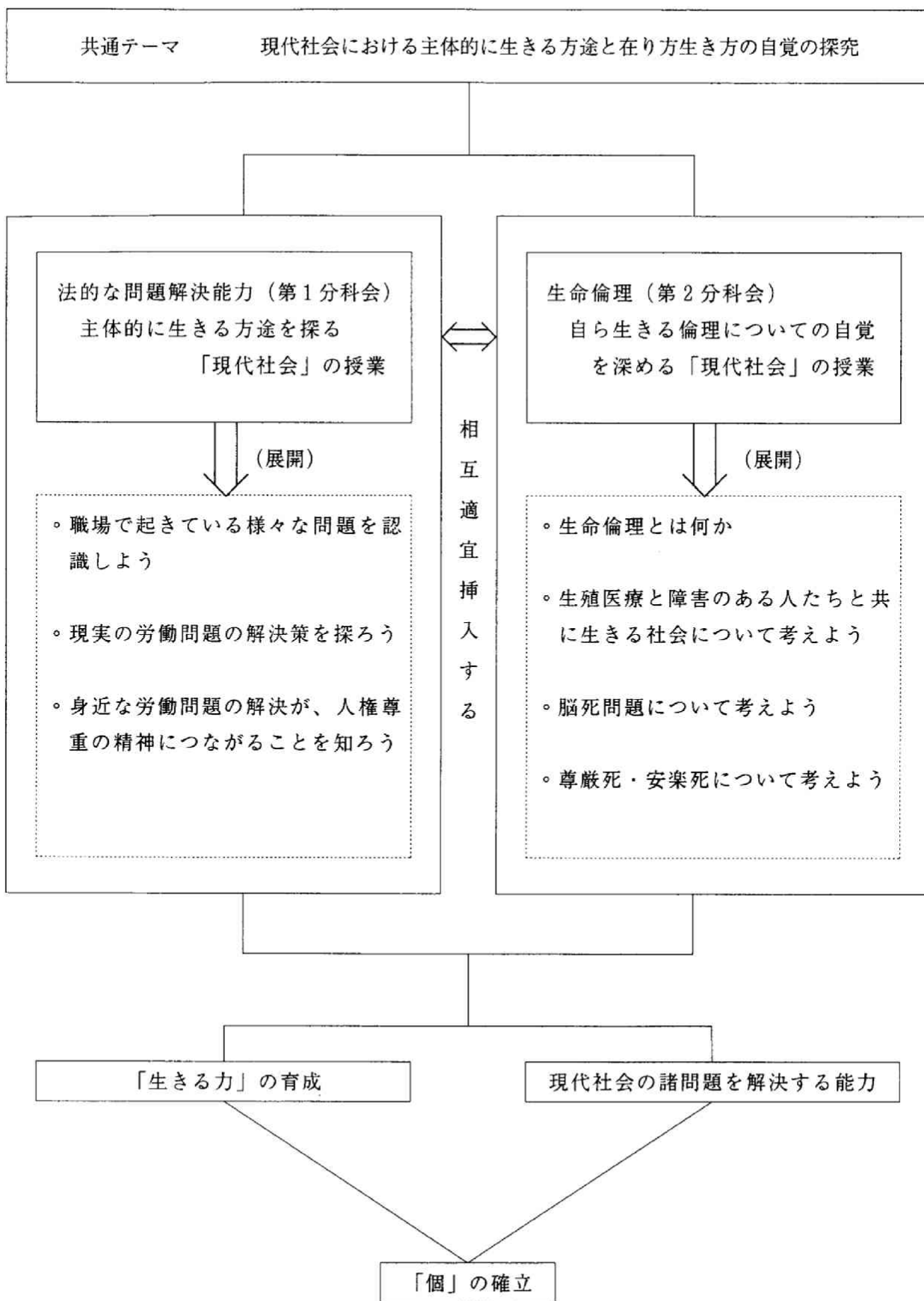
そのためには、生徒にとって身近な教材を取り上げて学習活動の意欲を喚起させることにより関心を高め、同時に生徒自身がこれから生きていく上での課題を事例の一つとして扱うことにより、現代社会の諸問題に主体的に取り組む態度を培うことが重要となっている。そこで、めまぐるしく変化する社会状況を反映する教材を選び、生徒の主体的な課題追究を中心とした学習を通して、自らに在り方生き方を問いかけることのできる授業を工夫した。

2 研究の経過

本部会では、主題の趣旨にそったテーマとして、「法的な問題解決能力」と「生命倫理」を扱うこととし、2つの分科会に分けて研究を行った。そのいずれにも、問題解決的・体験的な学習などの指導方法を取り入れた。諸課題に対して主体的に取り組む態度を培うためには、基本的な知識を理解させるとともに、生徒が主体的に参加する授業を工夫することが重要であると考えた。第1分科会では、「法的な問題解決能力」を扱った。ここでは、「賃金トラブル・解雇・リストラクチャリング（リストラ）」といった労働問題の具体的な事例を設定し、法的根拠を示しながら解決していく作業（ロールプレイなど）などを通して、「人間らしく生きる力を身につける方法」を探り、それを検証する授業を行った。第2分科会は「生命倫理」を取り上げ、生殖医療、脳死と臓器移植、安楽死・尊厳死など生命倫理をめぐる今日的課題に着目させるとともに、それらの問題に対する生徒相互の意見交換（ダイアログなど）や、介護・介助体験の学習を通して、「自分自身の生き方を問う」授業を工夫した。

いずれの授業も、生徒の生きる現代社会について、自己とのかかわりに着目しながら、何をすべきか、何ができるかなどを追求し、人間としての在り方生き方を考えさせる授業の工夫を図った。

3 研究についての構造図



Ⅱ 法的な問題解決能力（第1分科会）—主体的に生きる方途を探る「現代社会」の授業—

1 研究内容と方法

流動化の激しい現代社会においては、主体的に生きる方途を探りながら、生きる力を身に付けることが重要である。今回の学習指導要領の改訂が特に求めるものもそこにあり、「総合的な学習の時間」や「学校設定教科・科目」が新たに設定されたのも、そのような方向性での各学校の工夫を期待したからである。本分科会では、現代社会の諸問題のうち、自己とのかかわりに着目できる内容として労働問題を取り上げ、新学習指導要領の公民科「現代社会」の「(2)現代の社会と人間としての在り方生き方—イ 現代の経済社会と経済活動の在り方、ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」との関連で、その教材化の方法を探ろうと考えた。そこでは、労働問題の解決策の一つとして、生徒の「法的な問題解決能力」を向上させ、このことを通して現代社会の諸問題に主体的に関わる態度を育成することにねらいを置いた。

「法的な問題解決能力」とは、「法的知識力・法的判断力・法的活用力」を総合的にはたらかせる能力であり、今日、自己責任の原則が強調されているなかで、この能力は重要になっている。法的な問題解決能力の向上を通じて、生徒は、社会の構成員として「自由・権利と責任・義務」の関係を理解し、民主主義的な資質を育成し、積極的な社会参加を果たすことができる。いうなれば、民主社会の倫理の形成に、個人レベルから接近する方法として、法的な問題解決能力の育成を考えるのである。そこでは、知識としての法律を学習することではなく、實際上遭遇する様々なトラブルに、あらゆる角度から自ら立ち向かえる姿勢の育成を図ることが重要となる。

本分科会では、全体で5時間の単元学習を設定した。第1時では導入部として、ロールプレイを使い、生徒の身近なところに想定できる労働問題の擬似体験を通じて、法的な問題解決能力の必要性を感覚的につかませる。第2・3時では、第1時での学習成果をさらに一段高いレベルの認識へと発展させることをめざす。現実の賃金や解雇をめぐるトラブルを生徒に提示することで、個人のみでは容易に解決し得ない現実の姿を認識させ、「社会規範」としての労働基準法の遵守と労政事務所等の機関が、健全な労働生活擁護のためいかに重要であるかを把握させる。第4時では、前段階の学習をふまえ、労働問題を未然に防ぐため、高校生にとって、是非とも把握しておくべき就職をめぐる基本事項（求人票をめぐる知識等）をおさえ、第5時では学習のまとめとして、法的な問題解決能力の向上が、最終的には人権尊重の精神に合致するものであり、そのことを通じてはじめて民主社会の倫理も形成されるとの認識の確立をめざす。

これらの学習を通じて強調しておくべきことは、自らが行動を起こさなければ事は何も解決しないという点であり、この認識を確保できるかどうか、本単元の学習の成果を左右すると考える。その背景にあるのは、やはりアイデンティティの確立である。自らが何をなすべきかを積極的に探究する人間の姿を、生徒なりにとらえさせ、そのことを通じて、生徒に社会の「公正さ」とは何か、その実現に向けて自らに課された課題は何か、そしてどうすれば自己実現を図っていくことができるかを考えさせていくのである。言い換えれば、新たな自分像の発見を生徒自身に追究させるのである。

2 指導計画「法的な問題解決能力」－主体的に生きる方途を探る「現代社会」の授業－

	学 習 項 目	具体的な学習内容・学習活動	留 意 点
〈1〉 職場で起きている様々な問題を認識しよう (第1時)			
第 1 時	職場での様々な トラブル (賃金・不当な 解雇をめぐる トラブル)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金と不当な解雇についてのトラブルを、擬似体験し、労働問題は他人事ではなく、身近に起こり得る問題であることを学習する。 ・擬似体験にあらわれた問題点をワークシートにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会で起きている労働問題は身近に起こり得る問題であることを認識させ、現実社会の出来事に問題意識をもたせるようにする。
〈2〉 現実の労働問題の解決策を探ろう (第2・3・4時)			
第 2 時	現実の労働問題 (賃金をめぐる トラブル) ・その解決策と 労働基準法のポ イント	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金をめぐるトラブル事例の、解決策を考える。 ・労働基準法の観点から事例の問題点を探り、労政事務所、労働基準監督署の活動を理解する ・労働条件通知書の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法の重要性と、労政事務所等の公的機関の役割の大切さを把握させる。
第 3 時	現実の労働問題 (不当な解雇を めぐるトラブル) とその解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞資料等に見られる不当な解雇の実態を知り、その法的問題点を把握する。 ・解決策を考える。 ・実際のトラブルはどのように対応されたかを、資料により把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法上の問題点を把握させ、労政事務所等の役割を理解させる。
第 4 時	現実の労働問題 (就職活動をめ ぐるトラブル) とその解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、学んできた現実の労働問題を未然に防ぐためにも、高校生にとって適切な就職活動が大切であることを理解する。 ・求人票の見方を学習して、その重要性を把握し、労働基準法の内容を再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・求人票の見方のポイントを把握させる。 ・男女雇用機会均等法にもふれる。
〈3〉 身近な労働問題の解決が、人権尊重の精神につながることを知ろう (第5時)			
第 5 時	法的な問題解決 能力の向上と基 本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境上のトラブルに現実に遭遇し、積極的にその問題に対処してきた人々の姿勢(態度)を新聞資料より探る。 ・法的な問題解決能力の向上と、基本的人権尊重の精神とが密接に関係していることを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的な問題解決能力の向上は、人権尊重の精神をその精神的支柱としていることに気付かせる。

3 指導案 〈1〉 職場で起きている様々な問題を認識しよう

第1時 職場での様々なトラブル

(1) 本時のねらい

賃金をめぐるトラブルや不当な解雇など、具体的な事例をあげることで勤労経験の少ない生徒に労働問題に対する関心をもたせ、そのようなトラブルは身近に起こり得ることを認識させ、問題意識をもたせる。

(2) 本時の展開

	学習項目	学習活動	指導上の留意点
導入 10分	職場でのトラブル	・資料を見て、賃金・解雇をめぐるトラブルの一つを把握する。	・労働問題に関心をもたせる。
展 開 30分	賃金・解雇をめぐるトラブルの実態 トラブルの解決策	・ロールプレイを行い、そこに発生したトラブルのどこが問題点であるかを考察し、生徒同士で発表し合う。 ・発表された内容も参考にしながら、ワークシートに自分なりに考えた問題点を記入する。 ・トラブルを解決する方法を考え、生徒同士で発表し合う。 ・発表された内容も参考にしながら解決方法をワークシートに記入する。 ・解決方法を取り入れた新たなロールプレイの中で、発表されたいくつかの解決方法が適切なものであるかどうかを検討する。	・トラブルに遭遇する可能性のあることを理解させ、他人事ではなく、自分の問題として考えさせる。 ・月給が税込みか、手取りか等の問題点にも気付かせ、関心の幅を広げさせる。 ・発表された解決方法の要点を整理する。 ・発表された解決方法をロールプレイの中で新たに演じさせ、それが真の解決につながるかどうかを生徒に考察させる。
まとめ 10分	問題意識の定着化	・ロールプレイにあらわれた問題と生徒同士考えた解決方法をめぐって、自分なりに感じたことをワークシートに記入する。	・社会で起きている様々な労働問題に対する問題意識を喚起する。

(3) 評価の観点

- ① ロールプレイにあらわれた労働問題を、他人事ではなく、今後自分も遭遇する可能性のあるものとして、主体的に考えることができたか。
- ② 労働問題に関心を持ち、現実の出来事に対して問題意識を抱くようになったか。
- ③ 現実の労働問題を客観的に分析する力を育成することができたか。

(4) 資料

ロールプレイの役割 (役割 … 店長：教師 店員：代表の生徒1名)

- ・ねらい ロールプレイを通じて、賃金・解雇をめぐるトラブルを認識させ、その解決策を探らせる。
- ・留意点 店員となる生徒を事前に決めておき、簡単に打ち合わせを行い、授業に臨む。
- ・内容 A社に就職したBさんは、面接の際には、人事担当者から「月給18万円」と口頭で言われたのに、実際には15万円しか支払ってくれませんでした。理由を尋ねると、「月給が18万円になるのは6カ月後からで、新人のうちの仕事も十分にできないので月給は15万円である」と言われました。しかも、「会社の経営状態が苦しいから明日から来なくていいよ」と解雇まで通告されてしまいました。

ワークシート (解答枠は省略)

設問1 ロールプレイで見られた事例の問題点は、何だと思いますか。

設問2 この事例の問題は、どのように解決すればよいと思いますか。

設問3 今回のロールプレイにみた労働問題について、その解決方法も含めてあなたはどうのような感想を抱きましたか。(枠は略)

〈2〉 現実の労働問題の解決策を探ろう

第2時 賃金をめぐるトラブルの解決法

(1) 本時のねらい

職場での賃金をめぐるトラブルなどの具体的な事例をあげ、その解決法などを生徒に考えさせ、調べさせることで、トラブルを解決していくための方法の一つとして、法的な問題解決能力を身につけさせる。

(2) 本時の展開

	学 習 項 目	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
導 入 5 分	職場でのトラブルの事例	・前時で活用したロールプレイの事例について、再度問題点などを確認する。	・使用者の行為は、法に抵触する可能性があることに気付かせる。
展 開	労働基準法の内容—— 「ロールプレイの事例」にあらわれたトラブルの解決への糸口	・労働基準法の概要説明を聞く。 ・労働基準法を調べ、この事例に適用し、結果をワークシートAに記入する。 ・行為の違法性を使用者に抗議しても、それだけでは根本的な解決とはならない場合があることなどを理解する。	・労働基準法を抜粋した資料を配布し、説明する。 ・ワークシートAを配布する。 ・ワークシートAを利用し、生徒自身に考えさせる。

35分	<p>トラブルの根本的な解決策</p> <p>トラブルを未然に防ぐ方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労政事務所の活動を紹介した資料を使い、労政事務所の役割について具体的に理解する。 ・トラブルを未然に防止するための注意点を考え、結果をワークシートAに記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労政事務所、労働基準監督署の役割を理解させる。 ・労働条件通知書を使用者に提示させ、書面にすることの大切さを認識させる。
まとめ10分	<p>トラブルの解決方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートBを活用して、トラブルの解決方法を体系的に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートBを配布する。 ・法を学ぶことの重要性についても指摘する。 ・次回の内容を予告する。

(3) 評価の観点

- ① トラブルに遭遇した場合の解決方法をめぐって、労政事務所、労働基準監督署の役割と重要性について理解し、広い視野から考えることができたか。
- ② トラブルの解決にあたり、法の果たす役割が大きいことを理解し、法を学び身に付ける重要性を実感できたか。

(4) 資料 (7頁のロールプレイの内容にもとづく)

ワークシートA (解答欄は省略)

1. 人事担当者の言動のうち、(1)違法行為と考えられるのはどの行為か、(2)また、それは、労働基準法の第何条に違反しているのか調べてみよう。
2. 労働基準法に違反していると抗議しても、担当者は改善しないままで問題が解決しません。さて、あなたならどうしますか。
3. 人事担当者の違法行為がこのトラブルの根本的な原因ですが、(1)Bさんの行動には問題は無かったですでしょうか。(2)また、このようなトラブルを未然に防ぐには、どうしたらよいと思いますか。

ワークシートB

次の文の空欄に適切な語句を記入しなさい。

- (1) トラブルを未然に防ぐためにも、労働条件その他、重要な事項は、口頭ではなく、きちんと()にして、相手方と双方で確認し合うことが大切である。
- (2) トラブルが起きたら、相手方の行為に()行為がないかどうか、調べてみる。労働条件に関するトラブルについては、労働者を()する目的で制定されている()法を調べてみる。
- (3) 調べた結果をもとに相手方と話し合う。それでも解決しない場合、各都道府県にある()に相談したり、()に申告し、解決を図る。

第3時 現実の労働問題（不当な解雇）

(1) 本時のねらい

「不当な解雇」の実態を知ることを通してその解決法を生徒に考えさせ、そこに必要な基本的な法的知識を獲得させ、法的な問題解決能力を身に付けさせる。

(2) 本時の展開

	学 習 項 目	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
導 入 10 分	不当な解雇の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞や労働経済局の事例（資料参照）により、不況下での解雇の実態を考察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞や労働経済局の事例を配布し、生徒の関心を促す。
展 開 30 分	不当な解雇の法的問題点 労働基準法の主な内容 不当な解雇を解決する方法 労働基準法の意義と公的機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・資料で示された解雇の内容について把握する。 ・指摘した問題点をワークシートの設問1に記入する。 ・問題点に対処する法律は労働基準法が主なものであることを学ぶ。 ・労働基準法の資料を見て、問題点を労働基準法の観点から考察し、その内容をワークシートの設問2に記入する。 ・このような問題点の解決策を考え、発表する。 ・発表された内容も考慮しながらワークシートの設問3に自分なりの解決策を記入してみる。 ・実際のトラブルはどのように解決されたかを資料により確認する。 ・労政事務所等の公的機関の必要性を認識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不当解雇と思われるものもあること、またそうした問題は、労働基準法に抵触する可能性があることに気づかせる。 ・労働基準法の資料を用意し、法律上、問題になりそうな点を考えさせる。 ・トラブルの解決例を生徒に配布し、実際の解決の方法の例を解説する。 ・労政事務所等の実際の仕事も解説し、その重要性を指摘する。
ま と め 10 分	労働基準法の意義の再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法がいかに労働者の生活を擁護しているかを認識する。 ・本時の学習で分かったこと（感想）をワークシートの設問4に記入する 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法が基本的人権の擁護にいかにかかわっているか、その重要性を再確認させる。

(3) 評価の観点

- ① 不当な解雇の実態を理解できたか。
- ② 不当な解雇の問題解決にあたり、法（労働基準法）の果たす役割が大きいことを理解し、法を学ぶ必要性を十分に認識できたか。
- ③ 労政事務所等の公的機関の役割と重要性について理解できたか。

(4) 資料

1. 事例

ある会社でのこと。二人の女子社員が部長に呼ばれ、「経営状況が厳しいので今日で辞めてもらいたい」と言い渡された。突然のことであり、当日は退社したが、その後二人で会う機会があり、社内では自分たちが仕事のミスで辞めさせられたとのうわさもあることを知った。退職金が自己都合扱いとなっていることもあり、きちんとした解雇理由が知りたいと彼女たちは思っている。

2. 上記事例の実際上の解決法

労政事務所が会社の人事担当役員から事情を聞くと、経費節減策として仕事の一部を派遣社員で代替する方針があったこと、このため、「退職勧告をしたが、解雇したわけではない」との返答を得る。

労政事務所では、両者の事実認識に大きな差異があるため、両者で話し合うことを提案し、双方が了解。話し合いの場で、冒頭、同事務所が解雇と退職の違い、解雇の際の法的留意点等を説明後、両者の話し合いがもたれた。その結果を踏まえ、同事務所が調整し、
①退職ではなく解雇であること ②この解雇は女子社員のミスに起因するのではなく会社の都合であることを定例の朝礼で社長から全社に周知する ③解雇予告手当を支払う ④会社都合の退職金支給とするとともに、退職金規定により功労金を上乘せする、の4点で合意し、解決のはこびとなった。（『労働相談およびあっせんの概要』平成10年度（東京都労働経済局）原文の一部を修正）

3. ワークシート（解答欄は省略）

設問1 この事例の問題点は何だと思えますか？

設問2 設問1で記入した問題点で、労働基準法の資料を見て、労働基準法に抵触する部分があればそれを答えなさい。

設問3 この問題を防ぐためには、あなたならどうしますか。

設問4 実際に取りられたトラブル解決策について、あなたはどのように思いましたか。また、本時の学習を通じてどのような感想を抱きましたか。

第4時 現実の労働問題（就職活動をめぐるトラブル）その解決策

(1) 本時のねらい

求人票などの資料を活用させることによって、労働問題への関心を高め、労働問題の発生を自らの責任において未然に防ぐ方法を理解させる。

(2) 本時の展開

	学習項目	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	就職活動と求人票・履歴書	・就職活動を始める際に、就職したい企業の求人票と履歴書が必要なことを理解する。	・就職活動を始める際に何が必要か、発問する。 ・求人票を配布する。
展 開 40 分	①求人票の見方 ②労働法との関連 ③労働条件の把握 ④雇用をめぐるトラブルの防ぎ方	・求人票と「求人票の見方」を対照させながら、「求人票の見方」の説明を聞く。 ・労働条件の意味・内容を理解し、労働基準法の内容を再確認する。 求人者、就業時間、休憩、休日、賃金 ・高卒用求人票が男女別でない点に気づき、男女雇用機会均等法を理解する。 ・未記入の求人票に該当事項を記入することにより、労働条件を把握し、求人票の見方を理解する。 ・求人票が労働条件の明示と関わっていることを確認し、それが労働問題を未然に防ぐ一手段となることを認識する。	・「求人票の見方」（資料）を配布する。 ・確認のため、板書により求人票の見方、労働条件の意味や内容を説明する。 ・労働基準法の意味・内容の再確認を図る。 ・男女雇用機会均等法についても理解させる。 ・「求人票の見方」の記入事項を求人票に記入させる。 ・机間巡視を行って個別指導し、授業内容の理解を図る。
まとめ 5分	まとめ	・以上の学習について理解が不十分な点がないか、確認する。	・質問等を受け付け、授業内容の理解を再度図る。

(3) 評価の観点

- ① 求人票の見方を学ぶことにより、労働条件を把握し、それが労働問題を未然に防ぐ一手段となることを理解できたか。
- ② 求人票を通して、労働基準法の内容を再確認し、働く者の権利・義務を理解することができたか。

(4) 資料

＜現代社会＞ 求人票の見方

問. つぎの事項を求人票（高卒用求人票）に記入しなさい（該当項目は○でかこむ）。

1. 求人者

事業所名→○○商事株式会社 所在地→東京都○○区○○ 就業場所→同上
生産品目・事業内容→小売業 従業員数→当事業所・企業全体とも200人（男100人・女100人） 創業→昭和20年 資本金→1億円 労働組合→有 就業規則→有

2. 就業時間・休日等

就業時間→午前9時00分から午後5時00分 休憩時間→昼60分・計60分
交替制→無 残業→無 休日→日曜・祝日、毎回土曜日
週休2日制→有・完全
有給休暇→入社時0日・6ヵ月後10日・最高6年6ヵ月後20日

3. 賃金

定期的に支払われる賃金：基本給→160,000円
賃金から控除するもの：税金→6,000円 社会保険料→20,000円
※通勤の場合の①合計、②控除額合計、手取額（①－②）をそれぞれ計算しなさい。
支給日→25日 締切日→20日 賃金形態→月給
特別に支払われる手当：通勤手当→全額 賞与：新規学卒者の昨年度実績→年2回、合計3.0か月分 定期昇給→年1回・合計5,000円 退職金→有（最低資格3年）

4. 職種→一般事務

5. 求人数→（不問）10人

6. 作業内容等

7. 福利厚生等：加入保険等→健康・雇用・労災・退職金共済・財形
定年制→有（60歳）

8. 通学→否

9. 応募・選考：受付期間→9月5日以降随時 選考月日→9月16日以降随時
選考方法→学科試験（一般常識・作文）・面接 採否決定→3日後
選考旅費→有

10. 入社日→12年4月1日

11. 補足事項

12. 採用事務担当者

13. 事業所名・代表者名

14. 求人連絡・推薦数

15. 雇用保険適用事業所番号

16. 離職状況→8年3月卒 採用10人、離職2人 9年3月卒 採用8人、
離職1人 10年3月卒 採用9人、離職1人

（東京都労働経済局 発行「新卒者募集のために」より作成）

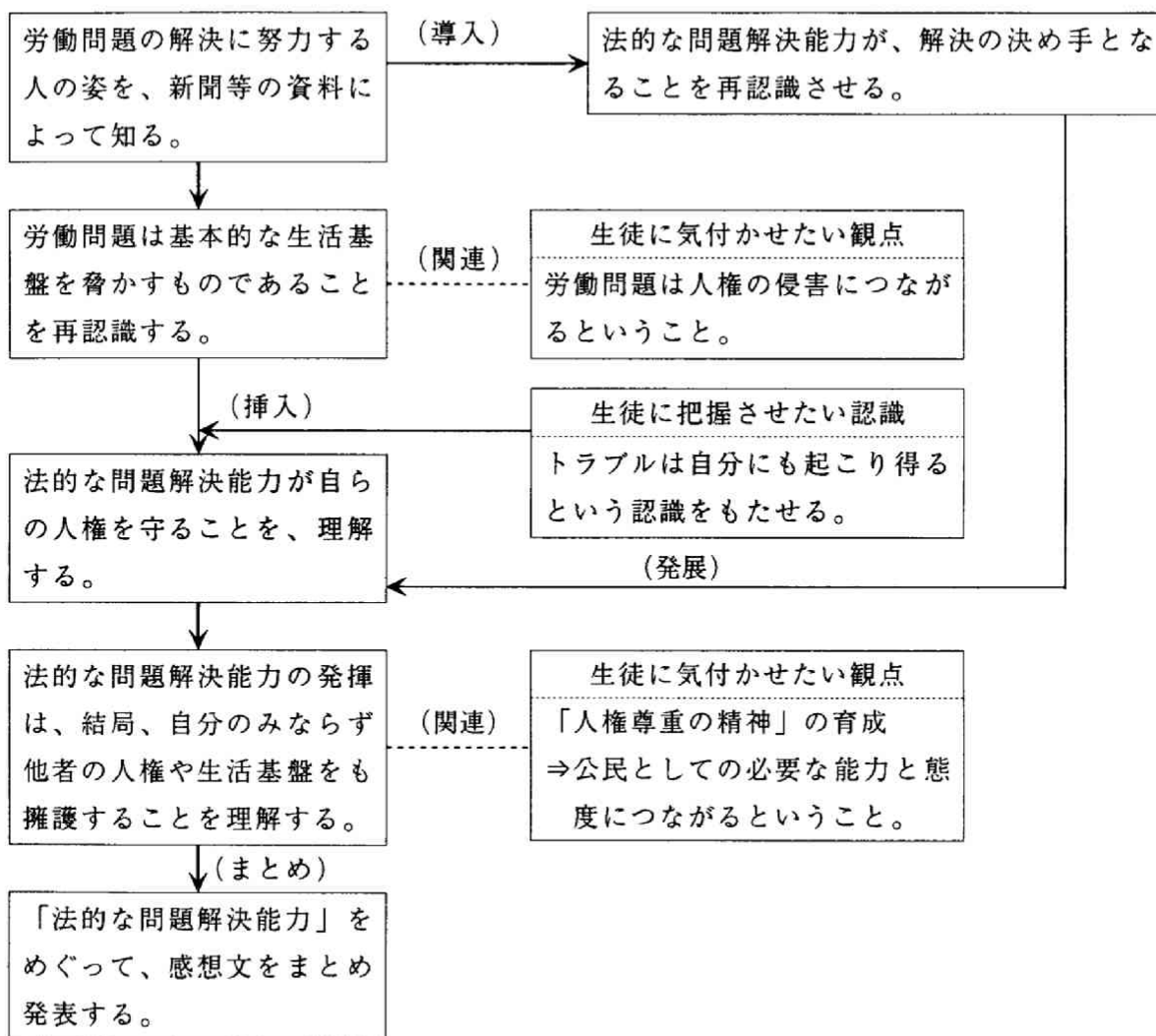
〈3〉 身近な労働問題の解決が、人権尊重の精神につながることを知ろう

第5時 法的な問題解決能力の向上と人権尊重の精神

(1) 本時のねらい

これまでの学習で高められた法的な問題解決への理解を確実なものとするため、実際の労働問題の解決に努力してきた人々を知らせ、法的な問題解決が基本的人権の尊重の精神に合致することを理解させる。

(2) 本時の展開



(3) 評価の観点

- ① 労働問題が、基本的な生活基盤を脅かすものであることを理解できたか。
- ② 労働問題の解決に努力してきた人々の生きる姿勢を学ぶことができたか。
- ③ 法的な問題解決能力を活かすことが、結局は人権尊重の精神に合致することを理解できたか。

Ⅲ 生命倫理（第2分科会）—自ら生きる倫理についての自覚を探める

「現代社会」の授業—

1 研究内容と方法

今日の社会は、科学技術の著しい発達により豊かで便利な社会になった。しかしその反面、いくつかの問題が生じていることも確かである。公民科では、その諸問題を生徒一人ひとりに自分自身の課題として考えさせ、さらにこの学習を通して生徒自身が自分の在り方生き方を問い直すことのできる指導が求められている。そこで本分科会では「生命倫理」をテーマに選び、研究を進めた。医療技術の進歩は著しく、生殖医療などは倫理的な議論や法整備より技術が先行しているとの指摘もある。また脳死と臓器移植も私たち自身が当事者として選択や決断に迫られる事態も十分に考えられる。生命の問題は極めて今日的であり、今後さらに議論を深めていくべき重要な倫理的問題である。

平成15年度より実施される新学習指導要領の公民科において、生命倫理の問題は重視されており、倫理では「(2)現代と倫理 ウ 現代の諸課題と倫理」において、生命又は環境のいずれかにおける倫理的課題を選択することとなっている。また現代社会では「(2)現代の社会と人間としての在り方生き方 ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」において、生命の尊重について考えさせることとなっている。

ここ数年、生命倫理について、私たちは新聞等のマスメディアにおいてほとんど毎日といってよいほど関連した記事などを目にしている。しかしあふれる情報量の多さにもかかわらず、その内容は十分には理解されていない。現代社会の多くの科学技術がそうであるように、医療技術もその専門性ゆえに、一般の人々には近づき難いものになっている。したがって、高等学校の公民科の授業においては、生徒に対し「生命（いのち）」に関していま何が問われているのか、生徒に理解させる必要がある。

ところで、生命倫理という言葉でくくられる問題にはどんな問題があるのだろうか。生殖医療、脳死と臓器移植さらには尊厳死・安楽死などが考えられ、これらの問題に対して、高校生の多くは必ずしも身近な問題としてとらえてはいない。しかしこの問題は、人間としての生き方にかかわる問題であり、公民科の授業で取り上げるべき重要な課題でもある。

本分科会では、授業展開は8時間で構成した。第1時では生命倫理を総論的に説明し、第2時以降でより詳しく個々のテーマに入っていく。基本的なスタイルはそれぞれのテーマについて基本事項を確認し、その後自分の意見・立場を考えさせ、まとめとする。全体のまとめの授業については、作文といった形で自分の意見を整理させたり、ディベート形式で対立する意見を理解させたりするなど、生徒参加型の学習法を用いることによって理解を一層深化させる工夫を行った。その際、学校や生徒の実態に合わせた工夫も重要である。特に現代の高校生は生活体験が不足しており、ややもすると学習に対する動機付けに欠けている。しかし反面、自分にふさわしい生き方を求めて思い悩んでもいる。したがって、単なる知識としてではなく、生命倫理の問題をひろげながら、障害のある人たちに対する理解・共感を一層促し、さらにはボランティア活動についての学習などを通して、生徒自身が日々の生活を見つめ、自分の在り方生き方について考えることのできる授業を工夫した。

2 指導計画 生命倫理 ～「生命（いのち）」について考えよう～

	学習項目	具体的な学習内容	指導上の留意点
第1時	生命倫理とは何か	・生命倫理とは何かを概観する。そのなかに生殖医療、脳死と臓器移植、尊厳死・安楽死などがあることを確認する。	・個々の内容を詳しく述べるのではなく、概略を説明し、今日の問題であることを理解させる。
第2・3時	生殖医療と障害のある人たちと共に生きる社会について考えよう	・生殖医療をめぐる問題について学ぶ ①出生前診断 ②人工授精・体外受精 ③その他の生殖技術 ・出生前診断との関係で「障害のある人たちと共に生きる社会」について考える。	・断片的な知識の伝達ではなく、「A I Dなどは認められるが」など生命をめぐる倫理的課題として生徒に考えさせるように工夫する。
第4・5時	脳死と臓器移植について考えよう	・脳死の歴史 (1)なぜ脳死が考えられるようになったのか、その歴史を知る。 (2)「臓器移植法」と法制定後の具体的な移植手術をめぐる問題について、資料をもとに学ぶ。 ・臓器移植のもたらすもの 臓器移植が今日の社会に与える影響について考える。	・意見が偏らないように注意する。 ・事実を客観的に伝える ・臓器提供者の家族の思いや末期医療と看取りの問題にも触れる。
第6・7時	尊厳死・安楽死について考えよう	・人間らしい「死」とは何か (1)安楽死・尊厳死 (2)諸外国の現状 オランダの「安楽死関連法」などを手がかりに、諸外国の現状を知る。 ・医師と患者の関係 「リビングウィル」、「インフォームド Consent」など医師と患者の関係を考える。	・専門用語は避け、分かり易く説明する。 ・諸外国の法制度の内容の学習を通して、日本の現状を考えさせる。 ・人権との関連にも留意する。 ・安楽死をめぐる訴訟について触れる。
第8時	まとめ	以上のテーマの中から生徒の関心の強いものを選び、体験的な学習やデベートなどの学習法を用いて生命倫理について理解を深める。	・生徒一人一人の考えを大切にするとともに、主張の根拠を明確にするように工夫する。

3 指導案

第1時での生命倫理の概略と、第2時での生殖医療についての学習を受けて、第3時の授業を構成する。第2時の生殖医療の学習のところで出生前診断にも触れることになるが、第3時では、私たちがもっと障害者を理解し、共感し、かかわりをもつことの必要性を理解する。そのため第3時では「理解・共感・かかわり」をキーワードに指導案を作成した。

第3時 「障害のある人たちと共に生きる社会」

(1) 本時のねらい

障害のある人たちと共に生きる社会について考える。

(2) 本時の展開

	学習項目	学習活動	指導上の留意点
導入 10分	<理解> 障害に対する理解	・誰もが交通事故等で障害を有する可能性のあることを指摘し、そうした観点から障害を生徒に考えさせる。	・障害を身近なものとしてとらえさせるように工夫する。
展開 30分	<共感> 障害のある児童生徒の様子 福祉行政について	・養護学校の授業の様子や運動会、学芸会、文化祭などの学校行事のビデオを見て、障害児に対する理解と共感を深める。 ・国や自治体が進めようとしている福祉行政について学ぶ。(政府が策定した「障害者プラン」の概要を説明する。) ・「ノーマライゼーション」の理念について学ぶ。 ・さまざまな個性や能力をもつ人々が共に生きる社会の大切さを知る。	・障害児たちの生き生きとした様子を伝える。 ・行政がめざす福祉行政を考察する。 ・北欧等の福祉先進国と呼ばれる国々の実情についても触れる。
まとめ 10分	<かかわり> 共生社会に向けて	・共生社会に向けて、高校生として何ができるかを考えさせる。 ・障害者とかかわりをもつことの大切さを指摘し、そのためにどんな活動が必要か、意見を発表させる。	・養護学校の夏祭りにボランティアとして参加している高校生を紹介する。

(3) 評価の観点

- ① 障害を自分の身になって考えることができたか。
- ② 障害者をより深く理解することができたか。
- ③ 相手の意見を尊重するとともに、自分の意見や主張を表現することができたか。

第5時 「臓器移植のもたらすもの」

(1) 本時のねらい

本時では、脳死問題を自分自身や家族、友人などに起こりうる身近な問題として認識させるとともに、脳死問題は自分自身の「生き方の問題」そのものであることを理解させる。さらに、この問題は脳死者とその身近な人々、臓器移植を待つ人々の両面から考察することが重要で、脳死状態となった人からの臓器移植を考えるにあたっては、移植待機者への配慮だけでなく、脳死状態となった人の家族の死生観、その心情なども理解させる。

(2) 本時の展開

	学習項目	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	「脳死」の可能性の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、どのような場合に脳死になる可能性があるのかを知り、脳死が身近な問題であることを理解する。 予測される生徒の指摘 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・水難事故 ・転落、転倒 ・脳疾患 など ・今後の医学の進歩は、脳死者の割合を増加させる可能性が高いことを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に日常生活の中での突発的な死亡原因について考えさせる。 ・わが国の死亡原因を示す資料を使用し、脳死になる可能性の高さを具体的に気付かせる。
展開 40分	①「脳死」について学ぶ ②「脳死」に対する意識 ・脳死者とその家族 ・移植を待つ人々	<ul style="list-style-type: none"> ・脳死及び臓器移植に対しての自分の意見を表明する。 ・脳死を人の死と認めますか。 ・脳死状態からの臓器移植に賛成しますか。 ・脳死及び脳死状態からの臓器移植に対する日本人の意識のデータを読む。 ・脳死状態からの臓器移植に対する賛否両論の内容について知る。(新聞等の資料・統計資料) 主として容認論はレシピエント(臓器移植を受ける人)の立場であり、反対論は脳死状態となった人の近親者の立場であることを理解する。 *脳死者の家族側の気持ちや移植を待つレシピエントたちの状況や心情を擬似体験できるような映像資料、書籍などの利用も効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時の内容を確認する。 ・挙手で全体の数を確認しても良い。 ・ここ数年ほとんど変化がないことを確認する。 ・できるだけ資料の分析の中から気付かせる。 ・当事者感覚をもたせる。 ・立場によって意見は変わる可能性を理解させる。

	③脳死再考	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の「死」に対する生前の意志表示は自己の権利であるが、家族や社会などに対する責任を伴うことを理解する。 ・リビングウィル（註） ・患者の自己決定権 ・改めてこの問題について考える。 	
まとめ5分	「脳死移植からの問い」	<ul style="list-style-type: none"> ・脳死移植の問題は様々な立場を尊重し、決定していくことが重要であることを理解する。 ・その中でリヴィグウィルのような自己決定権を尊重する観点の必要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場の人への思いやりと自己の人生を真剣に考える必要性を強調したい。

註：リビングウィルとは判断力のある間に前もって医師に対して自分の医療についての指示を書いた文書のこと。

(3) 評価の観点

- ① 脳死が身近に起こりうる問題であることを実感できたか。
- ② 自己決定権の尊重の大切さが理解できたか。
- ③ 脳死移植の問題は自己の「生き方そのもの」を問うことに気づいたか。

(4) 分析と考察

交通事故や転倒、水難事故など、日常生活の中で誰もが「脳死」になる可能性を持っているという指摘は、生徒にこの問題に対する意識を目覚めさせるのに大いに効果があった。今後も生命倫理の問題は日常とのつながりを感じさせることが大切であるといえる。

脳死と臓器移植に対する生徒の考えは、「脳死」を「人の死」と認めるものが脳死状態からの臓器移植に賛成で、認めないものは反対もしくは慎重派というわけでは必ずしもなかった。「脳死」を「人の死」とは認めないものでも、脳死状態からの臓器移植に対しては認めるという意見もかなりあり、臓器移植自体に生理的な嫌悪感を示す生徒もいた。この点は、脳死の問題を扱うにあたって、今後考えていかねばならない課題である。

生の終わりにおける自己の身体の扱いについては、自己の意志が尊重されるべきものだが、常に家族や社会などに対しての責任を考えていかなければならないということは、生徒に良く理解できたようだ。しかし、依然として「死んでしまえば関係ない」という意識の生徒もいたので、今後はもっと死の問題を通して「生き方」を考える視点を盛り込みたい。

(5) 参考文献

- | | | | |
|-----------------|------|---|--------|
| 「見えない死－脳死と臓器移植」 | 中島みち | 著 | 文芸春秋 |
| 「脳死」 | 立花 隆 | 著 | 中央公論社 |
| 「脳死臨調批判」 | 立花 隆 | 著 | 中央公論社 |
| 「犠牲」 | 柳田邦男 | 著 | 文芸春秋 他 |

第8時 まとめの学習

生命倫理について大きく3つのテーマを選び学習してきた。それぞれのテーマでまとめの学習を構成することができる。それは生徒一人ひとりが主体的に考え、問題に関わっていく学習となるものである。ここでは2つのテーマについて指導案を作成した。

まとめの学習A 「生殖医療と障害のある人たちと共に生きる社会」のまとめ

(1) 本時のねらい

障害者の立場を知るための擬似体験で、障害者が生活する上での不便さや不都合などを体験することによって、障害をより身近に感じさせる。また第3時の最後で高校生のボランティア活動について学習したことを受けて、養護学校などに介護・介助体験に行くことを計画し、その準備の話し合いを行わせる。

<事前学習>

放課後などを利用して、生徒に事前に障害者の立場を知るための擬似体験をさせる。学校内外を介助者と体験者を一つの班として散策してもらい、障害者にとってどんな点が不都合かを考えさせる。KJ法で気付いた点をカードに書かせるか、ワークシート である程度の視点を与えて問題点を出させる。生徒の積極性を引き出すことができれば、さらに近隣のバスやタクシー会社、駅等を訪問し、障害者の利用の利便性向上のためにどんな取り組みがなされているかを調べさせる。また区役所や市役所等の福祉課などを訪ねさせ、現在の行政レベルでの施策について聞き取り調査をさせる。

資料

ワークシート

街には障害のある人たちにとってどんなバリア（障壁）があるか調べてみよう。

1 学校から最寄り駅までの道路や公園はどうなっているか調べてみよう。

道路 イ. 通行しやすい 口. 少し通行しづらい ハ. 通行しにくい

公園 イ. 利用しやすい 口. 少し利用しづらい ハ. 利用しにくい

駅 イ. 利用しやすい 口. 少し利用しづらい ハ. 利用しにくい

2 次の設備がどの程度設置されているか調べてみよう。

視覚障害者用信号機（歩行者信号が青になったことをメロディー等で知らせるもの）

イ. 十分に設置されている

口. 設置されていないところがある

ハ. ほとんど設置されていない

※同様の調査を視聴覚障害者用の誘導ブロックや点字案内板、障害者用トイレ、障害者用公衆電話（電話台）などについても行う。

3 周囲の人たちがどんな対応をしたらよいか考えてみよう。

4 気付いた点や感じたことを書いてみよう。

学校や図書館では、障害のある人たちに対してどんな配慮がなされているか調べてみよう。

誘導ブロック、点字案内板、障害者用トイレなどの設備がどのように役立っているか調べてみる。

(2) 本時の展開

	学習項目	学習活動	指導上の留意点
導入 10分	事前学習について全体に解説	<p>「身体障害」班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子に乗る生徒と介助する生徒に分けて活動する。 <p>「視覚障害」班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイマスクをつけて視覚障害を体験する生徒と介助する生徒に分けて活動する。 <p>「聴覚障害」班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッドフォンや耳栓等を利用して聴覚障害を体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が障害者の立場に立って行動するように配慮する。
展開 35分	<p>①気付いた点や感じたことの整理。</p> <p>②養護学校や障害者の通所施設に介助体験に行くことを計画して話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各班から気付いた点を発表させ、カードに書かせる。そのカードをどんどん黒板にはっていく。 ・予測される生徒からの指摘 <ul style="list-style-type: none"> ・段差が多い。 ・スロープがない。 ・車イス用トイレがない（少ない）。 ・エレベーターがなく、階上に行くのが困難。 ・駅前是不法駐輪が多く通りづらい。 ・立体交差になっているところは、大きく迂回しなければならない。 ・点字案内板がほとんどない。 ・指摘された点で類似したものを整理し、まとめ、どのように改善すべきかを考える。 ・「バリアフリー」の理念について学習する ・「心のバリア」についても触れる。 ・養護学校などに通う児童・生徒について理解を深める。また障害の種類などに応じてどのような学校があるかを知る。 ・福祉作業所や生活実習所など通所施設また更生施設についても学習する。 ・知的障害のある児童・生徒が通う養護学校に介助体験に行くことを計画し、その際に注意すべきことを話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カード整理あるいはワークシートについて説明する。 ・障害のある人たちが自由に街で活動するにはまだいくつかの課題があることを確認する。 ・どんなに施設が整備されても周囲の人たちの思いやりが大切であることを確認する。 ・障害のある児童生徒をさらに理解する方法を工夫する。 ・障害児はとても豊かな感性をもっていることにも触れる。

まとめ 5分	障害者の生活を見つめ、自分の生き方を問い直してみよう。	・私たちの身の回りにも懸命に生きている障害者がいることを再確認し、自らの在り方生き方を考えさせる。	・障害のある人たちに對する共感を重視する。
-----------	-----------------------------	---	-----------------------

(3) 評価の観点

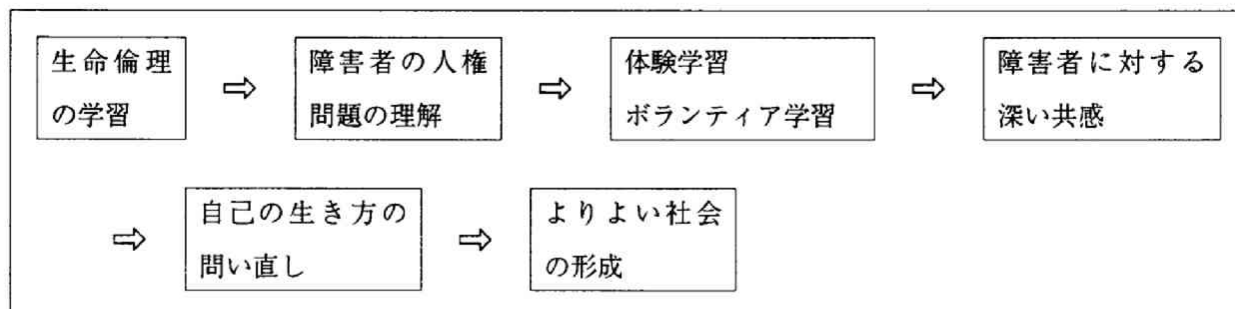
- ① 障害者が生活するうえで、まだ解決すべきいくつかの課題があることが理解できたか。
- ② 障害のある人たちが自由に街に出て活動するためには、私たちの「心のバリア」を取り除く必要があることを理解できたか。
- ③ 生徒自身の在り方生き方について見直すきっかけを与えることができたか。

<事後学習>

介助体験の後、さらに授業時間をとって体験発表や作文などで学習を深めることができる。また障害児に対する理解を深めた後に、出生前診断の是非について議論することも生徒の変化を知る上で興味深い学習である。

(4) 分析と考察 ～公民科と体験学習・ボランティア学習の関連～

高等学校の公民科で体験学習・ボランティア学習を取り入れる理由は、それが現代社会の問題を考えさせる重要な方法あり、自分達の行動がよりよい社会の形成につながっているとの認識を生徒達にもたせるための方法となるからである。生命倫理の問題に当てはめて図式化してみよう。



つまりこの学習は、社会的問題から出発して、他者の痛みに対する共感を媒介に自分の生き方を見つめるというものである。この図式は便宜的に一方向に記されているが、実際は相互に関連しあいながら深まっていくものであり、そのことがよりよい社会の形成にもつながっていくのである。

(4) 参考文献

- | | |
|------------|----------------------|
| 「厚生白書」 | 厚生省 編 |
| 「障害者白書」 | 総理府 編 |
| 「生と死の先端医療」 | 生命操作を考える市民の会 編 解放出版社 |

まとめの学習B 「臓器移植のもたらすもの」のまとめ

(1) 本時のねらい

脳死移植に対する様々な問題とその本質について第4・5時に学習したことを活かし、脳死移植を題材としてディベートをおこなう。第5時ではあまり生徒同士の意見交換などの時間がとれなかったのでこの時間にそういった要素も盛り込み、自分の意見を表明するための論理的能力や意見表明能力、相手の意見を分析する能力などを育てるとともにその必要性について理解させる。ディベートは勝敗を判定するが、勝敗に本質があるのではなく、実施によってコミュニケーションの方法、自説の弱点の理解や補強、問題点の整理、意見が異なる他者への理解と歩み寄りの姿勢の獲得などが本来の主な目的である。暗記的知識を生きた知識にする方法として、ディベートは有効である。

(2) 実施に当たって

① 論題の発表

論題「脳死状態からの臓器移植を推進すべし」

* 様々な論題の設定が可能であるが、二重の内容を持つ論題や現状改革の視点がないものはさける。ディベートの論題としては、「AはBである」「AはCすべきである」というような「命題」形式が標準とされる。

② 事前リサーチ

十分なりサーチのための時間を与える。まず肯定・否定の両面から資料を集めさせ、仮説の構築、証拠資料の収集へ進む。そして最後に論点シートを作成させる。

③ ディベートの方法

ディベートの方法には様々な形式があるが、本時では全員参加方式、そして典型的な「尋問型ディベート」形式を採用する。司会・タイムキーパーは教員が行う。

全員参加方式

肯定側 2～4名 否定側 2～4名 ジャッジ 1～3名のグループを組む
(分け方は本来の意見に関係なく、機械的に割り振る)

* もちろん代表選手形式でも可。その場合は、聴衆となる生徒をジャッジにする。

尋問型ディベートの流れ (50分用)

肯定側第1立論	3分		
否定側反対尋問	3分	作戦タイム	2分
否定側第1立論	3分	否定側第1反駁	3分
肯定側反対尋問	3分	肯定側第1反駁	3分
肯定側第2立論	3分	否定側第2反駁	3分
否定側反対尋問	3分	肯定側第2反駁	3分
否定側第2立論	3分		
肯定側反対尋問	3分		

④ ディベート中の留意点（それぞれの場面で以下のことを必ず行わせる）

立 論

ア 定義 「○○とは○○である」

イ プランの提示

「第一に～します」

「第二に～します」……

ウ メリット（デメリット）の主張

尋 問

ア 立論の確認

イ 証拠資料の確認

ウ 根拠の確認

反 駁

ア メリット（デメリット）の成立を示す。（守り）

イ デメリット（メリット）の不成立を示す。（攻め）

ウ メリット（デメリット）の優位を示す。（総括）

⑤ ジャッジの観点（必要条件）

ジャッジが一番難しいことであろうが、以下のような点に注意させる。

ア 私見や個人的感情を捨てること。

イ 判定基準を明確にする。（メリットとデメリットの比較、議論の優劣）

ウ ルール違反は見逃さないこと。

（相手チームへの非礼、証拠のねつ造、相手側の論理の曲解、反駁での新しい論点の提出、タイムオーバー）

エ 議論の範囲内に限って判定する。

オ 引き分けはなし。（同等の場合は否定側の勝利）

⑥ 講 評

ディベート経験が少ない高校生に、いきなりディベートをおこなわさせても必ずしも成功するとは限らないが、ディベートを経験させるだけでも問題に対するさまざまな気付きや問題への理解の深化が見られる。うまくいかなかった場合でも最後に教員が講評を加えることによって、達成度を高めたり授業の意味付けをおこなうことが大切である。ディベートの経験が増えることにより、生徒の問題探究能力や解決能力が徐々に高まっていくような年間を通しての指導が望まれる。

(3) 評価の観点

① 事前のリサーチを十分におこないルールに従い議論をおこなったか。

② コミュニケーションの重要性、論理の必要性について理解したか。

③ ディベートにより、テーマへの理解が深化されたか。

(4) 参考文献

『中高生のためのやさしいディベート入門』 上條春夫 著 学事出版

『ディベートで変わる社会科授業』 吉永裕也 著 明治図書

IV 分析と考察

1 生徒の状況

それぞれの分科会で指導案を検証するための授業研究を行った結果、第1分科会が扱う内容については、有効求人倍率の低下、超氷河期といわれる就職状況、リストラの進行をめぐる報道などにより、生徒の関心は高かった。ただし、フリーター（フリーアルバイト）指向などの職業意識の変化は、生徒の中からも感じられた。また、「労働生活上のトラブル」を法的手続きを用いて解決する方法についての知識は不十分であった。また、第2分科会が扱う内容についても、平成9年の「臓器移植法」の成立により「脳死移植」が現実のものとなっているため、教材として取り上げることへの生徒の抵抗感は少なかった。「生命倫理」をめぐることは、関心が高く、例えばドナーカードを所持している生徒は想像以上に多かったが、「脳死」が自分や家族にとっても起こりうることであり現実的な認識は薄い状況にあった。また、ノーマライゼーションの必要性は感じながらも、その実現に向けて主体的に働きかける姿勢は希薄であった。これらに共通することは、生徒が現代社会の抱える諸問題に対する認識はもちながらも、それを自分自身の問題として捉えて解決しようという姿勢が欠如していたことであった。

2 第1分科会の研究内容について

第1分科会では、「法的な問題解決能力」の向上を通して、課題に対して主体的に取り組む姿勢を育む授業を工夫した。生徒にはロールプレイやワークシートの作成を通して、労働問題が自分自身の問題となる可能性があることを理解させ、その解決には法的な知識が必要であることを実感させることができた。また、賃金・解雇などのトラブルを生徒に提示することにより、課題を解決するためには自らが行動を起こすことが重要であることを認識させることができた。今後は、今回の授業を通じて培った姿勢をもとにして、現代社会が抱える諸問題に対して主体的に取り組む態度を確立することが重要である。

3 第2分科会の研究内容について

第2分科会では、「生命倫理」をめぐる問題に対しての自己の意見の表明や、障害者の立場を知る疑似体験や介護・介助体験などを通して、「自分自身の生き方を問う」授業を工夫した。生殖医療、臓器移植、尊厳死などを生徒に自らの課題として捉えさせるためには、NIEの活用やディベートなどが有効であることがわかった。その中で、自分の意見を主張することを通してそれぞれの立場を確認することができた。ただし、介助体験や障害者の立場を知る疑似体験などの体験的な学習は、準備段階から実際の授業に至るまでに相当な時間を要する。そのため、授業のねらいを明確にし、年間指導計画の中での的確な位置付けを行うことが重要である。

4 全体を通じた課題

本研究部会では、主題にそって様々な学習形態を取り入れた授業実践を試みた。これによって生徒自身の在り方生き方にどれだけ関わることができたかについて、継続的な検証をすることが重要である。さらに、この教科で学んだ知識を総合化し、「総合的な学習の時間」に連動させていく工夫をすることも必要である。そのためには、基本的な知識を習得させることはもちろんのこと、生徒の興味・関心そして主体性に訴え、現代社会を多様な角度から捉えさせていく疑似体験や直接体験を用いた学習活動の工夫などの指導方法の探究が今後の課題である。